

枚方市条例第 11 号

枚方市建築基準法関係事務条例等の一部を改正する条例

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第1条 枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表12の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表中53の項を56の項とし、47の項から52の項までを3項ずつ繰り下げ、同表46の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表49の項とし、同表45の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表48の項とし、同表44の項中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同表45の項とし、同項の次に次のように加える。

46	法第87条の3第5項の規定に基づく許可の申請に対する審査	120,000円
47	法第87条の3第6項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円

別表43の項中「第86条の8第1項」の次に「又は法第87条の2第1項」を加え、同項を同表44の項とし、同表17の項から42の項までを1項ずつ繰り下げ、同表16の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同表17の項とし、同表15の項の次に次のように加える。

16	法第53条第5項の規定に基づく許可の申請に対する審査	60,000円
----	----------------------------	---------

別表備考中「34の項」を「35の項」に、「41の項」を「42の項」に、「38の項」を「39の項」に、「40の項」を「41の項」に改める。

別表付表1備考1ただし書中「、当該各号」を「当該各号に定める面積の2分の1について、建築物が法第87条の2第1項又は第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定を受けた全体計画の工事に係るものであるときは第4号又は第5号」に改め、別表付表6備考第1号中「第86条の8第1項」の次に「又は法第87条の2第1項」を加え、同備考第2号中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

(枚方市開発事業等の手続等に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第11号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により定めた本市の基本構想及びこれに基づく計画の総体」を「枚方市総合計画策定条例（平成25年枚方市条例第2号）第2条第1号に規定する総合計画」に改める。

(枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正)

第3条 枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正す

る。

別表第4の2の項から4の項まで、別表第5の2の項から4の項まで及び別表第6の5の項から7の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則 [令和元年6月25日公布]

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。